

第9号議案

令和8年度京都府港湾事業特別会計予算

令和8年度京都府港湾事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,400,477千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(府債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる府債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表府債」による。

令和8年2月4日提出

京都府知事 西脇 隆俊

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		256,979 千円
	1 使用料	256,979
2 財産収入		20,257
	1 財産運用収入	20,257

款	項	金額
3 繰入金		862, 241 千円
	1 一般会計繰入金	862, 241
4 府債		1, 261, 000
	1 府債	1, 261, 000
歳入合計		2, 400, 477

歳出

款	項	金額
1 港湾事業費		2, 400, 477 千円
	1 港湾管理費	118, 067
	2 港湾整備費	1, 215, 061
	3 公債費	1, 067, 349
歳出合計		2, 400, 477

第2表 府債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業費	千円 1, 261, 000	証書借入又は証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)	% 年10.0以内	償還期間は、30年以内(据置期間を含む。)とする。償還は、元金均等、元利均等又は元金一括支払とする。必要に応じて繰上償還又は借換えをすることができる。